関係所属長　殿

交規発第２１０号
令和８年４月16日
10年保存（口訓）
本　　部　　長

横断歩道を始めとする道路標示の維持管理について（通達乙）

道路標示については、道路標識とともに適切に設置・管理されなければ、交通規制の効力が失われてしまうことから、適切な維持管理に努め、常に良好な状態が保たれるよう配慮する必要がある。

特に横断歩道の道路標示については、「歩行者優先と正しい横断の徹底に向けた取組の継続強化について（通達乙）」（令和６年11月22日交企発第258号）に示したとおり、横断歩行者を危険にさらすことのないよう摩耗等により消えかかっている場合は早急に更新を行わなければならない。

しかしながら、膨大なストック数を管理しなければならない上、摩耗状況は交通量等の道路環境に大きく依存することから、管内の横断歩道の摩耗状況を網羅的に見た上で、優先順位を附して更新を行うことが極めて重要となる。

そこで、補修の優先度が高い横断歩道を選定するにあたって、その目安となるものとして、横断歩道の摩耗率（横断歩道の白線部分のうち、道路の舗装部が見える割合）を段階的に示した別添１「横断歩道標示摩耗率評価一覧表（全体版）」が警察庁において作成された。

所属長は、これを参考に、交通実態や通学路等を勘案して、特に摩耗率が高いものから、「交通規制の上申要領及び道路標示等の管理に関する報告要領等の制定について（通達乙）」（令和８年４月16日交規発第209号）により上申されたい。

なお、効率的に行う観点から、道路標示の摩耗状況に応じて部分補修を行うことも適切な維持管理を推進していく上で有効であることから、別添２「横断歩道標示摩耗率評価一覧表（部分版）」も併せて活用されたい。

横断歩道標示摩耗率評価一覧表（全体版）

別添１

摩耗率	横断歩道（道路標示）				
ランク５ (0-20%)					
ランク４ (21-40%)					
ランク３ (41-60%)					
ランク２ (61-80%)					
ランク１ (81-99%)					

横断歩道標示摩耗率評価一覧表（部分版）

別添２

摩耗率	横断歩道（道路標示）
ランク５ (0-20%)	
ランク４ (21-40%)	
ランク３ (41-60%)	
ランク２ (61-80%)	
ランク１ (81-99%)	